

社会福祉法人 八事福祉会 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準要綱

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八事福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款5条の定めに基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員、評議員に対して、職務執行の対価として報酬を支払うことができる。但し、理事のうち当法人の職員には支給しない。

(報酬額)

第4条 役員、評議員に対する報酬は、理事会、評議員会、監事会への出席又は、業務執行のための出勤、1日につき22,000円支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員が第4条に定めた内容以外で、その職務の執行に当たって負担した費用については、その内規（別表）に基づいて支給する。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、通貨で直接役員等に支払うものとする。但し、役員等の同意を得た場合には役員等の指定預金口座に振込みにより支給することができる。

2 報酬及び費用弁償の支給日は次のとおりとする。

(1) 直接支払いの場合

理事会、評議員会、監事会へ出席した日、業務執行のための出勤があった日、費用弁償の請求があった日。

(2) 指定預金口座に振込みの場合

理事会、評議員会、監事会へ出席した日、業務執行のための出勤があった日、費用

弁償の請求があった日の翌月10日とし、支給日が金融機関の非営業日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。但し、金融機関の非営業日が連続して3日以上の場合は、その翌日に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

附則

1. この要綱は、平成31年4月1日より実施する。